様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	特殊車両の通行許可
根拠条例·規則等名		道路法
	· 項	第47条の2第1項
所	管 部 課	建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	道路法第47条の2第1項の規定により、道路管理者が 通行条件を付して通行を許可することができる車両の寸 法及び重量を特殊車両通行許可限度算定要領により算定 する。
	設定等年月日	昭和53年12月1日設定 平成10年3月31日最終改正
標準処理期間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	新規申請及び変更申請の場合 3週間以内 更新申請の場合 2週間以内 ただし次の①~③のすべてに該当する場合に限る ① 申請経路が道路情報便覧記載路線で完結している ② 申請車両が超寸法車両及び超重量車両でない ③ 申請後に、申請経路や諸元等の申請内容変更がない
	設定等年月日	令和6年5月9日設定 年 月 日最終改正
	備考	